

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人銀河の会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 当法人の役員が理事会及び評議員会に出席したときは、出席報酬は支払わない事とする。但し、1回分の交通費を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、出席報酬は支払わない事とする。但し、1回分の交通費を支払うものとする。

3 交通費は、一律2000円とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が、会議以外に法人業務にあたる場合は、報酬を支払わないこととする。但し1回分の交通費を支払うものとする。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、経費、旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。

4 旅費等は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

### (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

### 付則

1 この規程は、平成20年10月1日より適用する。